

明治三〇年代教員の教育活動と職員会議

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学学術院教育学領域 公開日: 2017-06-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 花井, 信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00010310

明治11〇年代教員の教育活動と職員会議

The Educational Activities and Staff Meetings of Teachers in the Meiji 30's

花井 信
(Makoto HANAI)

(平成二十八年十月二日受理)

はじめに

明治三〇—四〇年代の小学校教員の教育活動は、教授活動に力点を置いていたものから、それに訓練指導が加わるという変化をみせた。この重心移動論は、職員会議における協議事項の内容変化に基づいた小考である¹。

職員会議の制度的性格については戦後かまびすしく議論されてきた。最高意思決定機関、校長の諮問機関、補助機関など。一〇〇〇年の学校教育法施行規則の改定によって、法的には一応決着はみたとしても、職員会議は自生的にまた学校環境的に成立したものであるから、その制度的性格はなお検討を深めていく必要がある。

教育活動が慣行的に成立するのは、教育活動が制度的規定にそもそもないという性格による面と、他方では教員の資格別構成という学校環境によって規定されるからである。教員の勤務年数が短いという問題、入れ替わり立ち替わり教員が移動するという問題——教員の勤務年数の短期性と頻繁な移動性が教員の教育活動のあり方を決めた。この両方の間に介在するのが無資格教員の間に合わせ的採用である。この三点

を考慮に入れないと、教育活動の慣行的成立を上手く説明できない。

教案の作成という慣行も、有資格者が少ないなかで、教員としてとりあえず雇われた者が、手取り早く教える要領として与えられたマニュアルであつたと、小稿で指摘した²。教育方法の定型化・画一化と教案の作成義務を批評するのは³、現代の学校の隆盛、教員養成機関を卒業した者が教員としてそろつている現状からの思考である。歴史的視点に立てば、生徒に何事を教えるために必要不可欠な、在職教員に対する校長の指導措置だったのである。

明治三〇年代の職員会議の内容事項が著しく教授活動に「偏向」しているという論点も⁴、教授経験のない教員たち——学校環境のしからしむるところである。校務分掌という概念や教育活動の拡大は有資格者教員たちの増加と無縁ではない。訓練指導が学校の内に入つてくるのは、ヘルバートの理論がようやく実践化されたというところに理由を求めるのではなく、教員のなり手の履歴・経歷に変化が生じたから、という原因説明の方が歴史的解釈としては妥当であろう。

いま一つは、学級というものが成立したものの、その在り方とそこへ

の教員の配置がいかに行われていたか、という教員組織のあり方もかかわってくる。学級は訓育指導にふさわしいという卓見に沿いつつ、なお当時の教員の配置原理、そこを見ておかないと訓練指導が学校に登場する契機を見失う。

それにしても、先達の偉大な業績に比すれば小考である。そこで、さらに愚見を敷衍するために、静岡県西部における小学校教員の教育活動を考察しよう。教授活動から訓練指導へと教育活動が拡充していくためのシステムのありようが明らかになるであろう。そして職員会議の協議事項を中心に追いかける構成になっているから、職員会議の慣行的性格も浮かび上がってくるに違いない。管見も、束ねれば大容量になるし、全体像も見えてくるようになるだろう。

取り上げるのは静岡県磐田郡井通尋常高等小学校（現在の磐田市豊田南小学校）である。井通学校文書⁵は、磐田市歴史文書館に保管されているものである。

この記録簿において職員会議の通し番号回数は明治三三年三月三日まで第四四回と付せられ、ついで簿冊が改められて、明治三三年四月一〇日が第一回として記録が始まり、第二三回が三四年三月九日、とんで第二四回が三四年一〇月三〇日に記録され、通し番号第五四回と付いているものが明治三六年三月一七日付である⁹。中途の史料散逸があつて、明治四〇年九月二八日からの記録が残されている¹⁰。さらに明治四五年以降の記録が「明治四十四学年度第三学期第一回職員会」から始まるが、本稿の検討対象からは外れる。

これら三冊に記録されている職員会議の協議事項は、一貫して提案された議題についての議決であつた。記録者によつて表現の違いはあるとしても、決議・可決・決定・議決・延期・否決など、協議の結果が記録されている。したがつて職員会議で協議され決定されたものは、「習慣法」という表現がしばしば用いられ（初出は明治三五年度）、教員に対して注意が喚起されている。

議題として必ず取り上げられる、教員の教科受け持ち時間数は、教員に均等に割り振られたもようである。例えば明治三五年九月九日に開かれた第四〇回職員会議では、校長を含めた一三人の教員は（代用教員も含め）、一一ないし一二時間の受け持ち時間でならしてある。ただし、その担当学年・学級・教科は複雑である。表1にまとめたとおりである¹¹。修身は校長が全学年・学級（高等科も含む）を通して受け持つことが職員会議で決まつていたから、それを除く配置が示されている。

表1によれば（尋常科だけに限つて表している）、荒野代用教員は男女二組に編制された一年生の唱歌二時間ずつ、体操を合同して二時間、二年生の男女二組の唱歌を二時間ずつ、他に高等科の裁縫を一二時間すべて担当した。新井准訓導は一年生女組の国語を六時間、男女合同の体

表1 井通小学校(尋常科) 教員受け持ち教科目及び時間数(明治第35学年)

注(1)校長（史料には鈴源がある）が、修身を全学年を通して教えた。2時間ずっとと思われる。

(2) 「明治第三十学年以降至三十五学年 職員会決議録 第貳号」から作成。

(3)〇で囲った数字は尋常科の受け持ち時間数。プラスしてあるものは高等科で受け持っている時間数。

育を二時間、そして男組と女組の算術を五時間ずつ受け持った。鈴木徳英は一年男組の国語すべてと、女組の新井の残余の国語を担当した。他に高等科の国語を受け持っている。内山は二年女組の国語すべてと女組の算術すべてを受け持っている。他に高等科一年の国語の一部を担当し

ている。松本代用教員は二年男組の国語すべてと男組の算術すべてを受け持ち、他に高等科の理科の一部を担当している。鳥倉准訓導は三年（男女別編制ではないようだ）の国語と算術両科目のすべてと、三年四年合同の女体育を受け持っている。高等科は担当していない。荒野は三・四年合同の男体育を受け持ち、他に高等科の国語と体育を担当している。大橋が三・四年の唱歌を二時間ずつ受け持ち、他に高等科の国語・唱歌、そして、高等科女組の地理と歴史を担当している。鈴木徳蔵は四年の国語と算術のすべてを受け持ち、高等科女組の理科をも担当している。

以上の表1についての解釈は、明治三三年小学校令施行規則第四号表に基づいている。第四号表によれば、尋常一年は修身・国語・算術・体操がそれぞれ二・一〇・五・四の時間数（合計二二）、ただしそのなかから唱歌などにまわしてもよい。二年は同じく二・一一・六・四時間数（合計二四）。三・四年は同じく二・一五・六・四（合計二七）となつている。井通小学校は、体操の四時間から二時間を唱歌にまわしている。井通小学校の教科受け持ちの特徴は二点ある。一つは、特定の学年・学級のすべてを一人の教員が担当しているわけではないこと。学年・学級に必ず複数の教員がかかわる体制になつていることである。二つめは、したがつて校長を除いて、特定・専任の教科を受け持つてはおらず、複数の教科を担当していることである。

この論点は、小著『山峠の学校史』で考察した、「授業担当ハ分課專

授ヲ用ヒス」という史料上の文言の解釈にかかわる。小考では、「例えれば修身という学科を、特定の誰かが専門的にすべての級にわたって教えるという体制は、とっていないということである。それぞれ担当する級の課程をすべて教えること」と解釈した¹²。明治一四年の小学校教則綱領の時代の状況理解であつたから、井通小学校の場合は二〇年の時が流れている。

その途中の明治二〇年から二四年にかけての伊豆修善寺小学校の場合について、小稿では「学科により授業を分担し、学年には主任者を定めた。なお『副科』を設置したとあり、それは二四年三月に廃止されたようである……愚考すれば、『副科』とは『専科』に対する言葉であつて、教員が特定の学科を専門的に教えることを中心にして、かたわら別の学科を『副科』として教授する、という意味」と書いた¹³。

この二例と違い、井通小学校の教員配置は、学級というものが成立した二五年の時点の問題である。松本と内山は二年生の男組と女組のそれぞれ国語と算術を受け持ち、鈴木徳蔵は四年生の国語と算術を担当していくも、唱歌と体操については別の教員が教えた。鳥倉は三年生の唱歌を除く、国語と算術と体操を教えた。松本は代用教員であるから資格別を理由に交代したというわけではないだろう。その松本にしても、同じ代用教員の荒野くににしても、高等科の教科を受け持つてはいるのだから、資格を厳密に考えると規定外の担当をしている。

愚考すれば、学級に教員を配属するのではなく、教える教科目に即して教員の受け持ちを配置させたということであろう。学級が主ではなく教科目に応じた配置。それに加えて受け持ち時間数の均等性という考え方。井通小学校の学校管理には、その二つの面が見えてくる。

なお、この職員会議記録によれば、「鈴源」が修身を全部担当とある

のだけれども、「井通村々誌」によれば、須山源蔵が明治三五年八月から校長として赴任したことになっている。姓が中途で変わったか。

つづいて訓練論の初期形成について論ずる予定であったが、訓練指導にみるべきものはない。これは史料上の制約ということではない。訓練指導が本格的に行われるためには、学校の態勢がそこへ向けられる必要があるからである。次に示す、明治四三年一一月二一日の職員会議で決議された、郡視学の指摘は何を意味しているのだろうか。

職員の昼飯を喫する時期につきては、種々研究の結果、各級共第三時の教授者は其教室にて児童の食事を監督し、食事終りて室外に出でしめたる後（雨天の際は室内に留め置く）、各自職員室に於て食事をすること従来の規定通りとなし、右児童の食事監督に關係なき職員は職員室に於て児童と同一时限に食事を終り、前者の食事を終る时限までは当日の監護当番にあらずといへども、特に監護の責任を負ふ¹⁴。

教員が生徒に対するのは教科においてであつて、教授以外の生活態度や行動には対していないと、教員の配置構造——態勢があつた。学級受け持ち教員が決められていても、教科ごとに教員が入れ替わることは、先に見たとおりである。教科を教授することにおいて生徒に対する、教員—生徒関係が存在していた。筆者は明治二四年の「学級編制等二関スル規則」の説明のなかで定義している、「一人ノ本科正教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教授スヘキ一團ノ児童」¹⁵というものを、現代のような日常の生活をも共にする、生徒への対し方と錯覚していた。よく読めば、教授に限つての概念が学級である。行動や態度も合わせて指導する場という概念が、この学級概念ではない。学級は一般に、教授する場と生活する場の二面を持つとされてきた。しかしながら、明治の時代にあつて

は、生活する場——訓練指導という学級概念が成熟していない。

明治初期の生徒心得のように、教室は授業の時にだけ入るものであり、終われば居てはいけない空間であるところに、教員が学級所属の生徒に對して生活態度や行動の指導が入る余地はない。井通小学校が明治三〇—四〇年代に、どのような教室使用規則を制定したかは知り得ない。慣行があればそれに応じた慣行が対して存在する。

学級に対する教員の配置が教科の教授に即してなされている状況にあつては、訓練論はまともに論じ得ない。職員会議が一定程度生徒心得的な規則を制定しても、本格的な訓練指導に取り組むことができるのは、こうした教員と生徒との対し方——教員の側の態勢が組み直された以後のことになる。

第二章 教員の勤務期間の短期性と決議機関としての職員会議

教員の勤務期間が短いことは多くの教員史研究が明らかにしてきた。

筆者も最初の著作『近代日本地域教育の展開』¹⁶でその事実を静岡県袋井市域で明らかにした。また『山峡の学校史』¹⁷において教員養成上の、学校経営上の問題として、若干の考察をしたところである。本章は、教員の勤務期間の短さが教育活動に及ぼした影響——特に職員会議の議決機関として機能したことの意義について、論じたい。

井通学校文書には教員の経歴を記す書類が存在しないとしても、記録の片々を探索しながら、勤務時間が短いことをまず確認しておこう。

明治四〇年三月現在の在職教員を一覧にした文書がある¹⁸。それには氏名・職名・就職年月日と退職年月日・資格・俸給・本校勤務年数の各欄がある。それによると、明治四〇年三月に井通小学校に在職している教員数は一四名いる。そのなかに、勤務年数が「一年」と記されている

	7人。そのなかに近英あり、以前からの近藤印もあらる。小川と長谷川の印がない。	*回覧者の印はない、	鈴木儀一郎 小栗与三郎 鈴源 藤原 荒野 鳥倉 松本 内山	小栗 校長 藤原 荒野 鳥倉 松本 内山	鈴木 小栗 校長 (須山印) 藤原 荒野 鳥倉 松本 内山	鈴木 小栗 校長 (須山印) 藤原 荒野 鳥倉 松本 内山
--	--	------------	--	--	---	---

^{注(1)}前名は原文のままである。

2) 鈴木本祐華と、いついては、兩者を区別するなら、鎌倉と鎌谷という表記が多い。35年12月の鎌谷本祐華の新採用が、35年12月の鎌谷本祐華の新採用か、

近華といふ印は35年にはなくなつてゐる。近華といふ姓だけでは近華雅と近華絞平という両名のうち

他方 30 年からの近藤という印は 36 年まで同じ。

表2 井通小学校在職教員(明30年～明36年)

在職者の半数近くが一年で退職していくという傾向は、明治三〇年代からすでに見られていて、それが四〇年代にも続いたということである。

またこの表²から、當時七～九人教員が在職しつつ、学年始まりには新任者が三人ほど入つてくるという様相が認められる。教員の勤務期間の短期性は教員の流動性につながる。校長不在の期間が間々見られる。

勤務期間の短さと表裏一体をなすものが、雇教員——明治三三年小学校令から代用教員と名称が統一される——で間に合わせざるを得なかつた事態である。三三学年度の長谷川、三四学年の荒野くに、三五学年の松本が職員会議の記録として代用教員と書かれている。

教員が短期間のうちに退職してしまう状況は、校長として苦惱するところであり、絶えず補充教員を確保しなければならないという切迫感に襲われる。その事情が汲み取れるものとして、職員会議の協議内容を記しておきたい。明治三五年九月二日の記録である。

(二) 教員聘用に関する件

1. 現状有資格教員を得ること困難なるべければ、代用教員を以てしても之れが補充をなすことに決す、

2. 右代用教員としては□□□□出身県立農学校卒業生松本政次

郎氏に依嘱すること、

3. 代用教員松本氏の受持時数、学級等は追て定むこと¹⁹、

教員が不足するという事態には、また学級編制——生徒数の多少——が関係してくる。松本代用教員を雇用する直接的な原因は、学級編制の変更があった。夏季休業に入る直前の七月九日に開かれた第三七回職員会議は、こう議決した。

(二) 学級に関する件

1. 尋常二学年は是迄の仮編制を解き、男女の二学級とし、当分

の内大橋、近藤二訓導主として其一学級を担任すること、

2. 尋常一学年は尚暫時仮編制の儘となし、正教員若くは其他臨時雇等の方法により、都合の出来得る限り速に男女二学級に分つこと、

3. 差当り臨時雇一人を採用して、教授見習を実行すること²⁰、

学級編制については、学年度始まりのときと学年度の大半が過ぎたときは、変更する慣行が井通小学校にはあつた。四月期には九〇人程度を一学級にしておいても、一二月には半數ずつの二学級に編制するという事例が、明治二〇年代には記録として残されている²¹。生徒の出席の状態が変化すること、そして学級担当教員を補充する教員が確保できるかどうかということ。この二つの要因が働いて、年度途中で学級編制を組み換えるという慣行がみられるのである。表一はその結果である。無資格教員がことさらそういうわけでもあるまいけれど、教員の欠勤が校長を悩ませた。

三五年六月三日の職員会議の議事録には、

□□代用教員之週間不在につき、特別に補欠時間表を調整すること²²

とある。欠勤にともなう補欠時間表の作成はこれが初めてではない。明治三二年四月一五日の第三一回職員会議で、

□□准訓導欠勤中の補欠時間割

を作成した²³。筆者がいろいろな学校の校務日誌を調査したなかで教員の出欠勤は毎日記載されるほどに学校管理上重要な問題であったと認識される。勤務態度の良否にかかる事柄であった。本科正教員、訓導からすれば、教職使命感に触れるところであるから、代用教員・無資格教員との意識の断絶につながるおそれがある。井通小学校では欠勤する教員

員が多かつたとみえて、明治三三年五月二一八日の職員会議は、「補欠授業の順位に関する件」を決議している²⁴。それによれば、

一、職員の欠席遅刻等ある場合、其の補欠授業をなすものは左の順序に拠る、

- 1、其の級主任教師、
- 2、其の級補助教師、
- 3、1・2共に欠くるときは其の級に受持時間を最も多く有する教師、
- 二、一・3の場合において時間数相等しきもの若くは全く其の級に受持時間を有せざるもの相並ぶときは、一週手明き時間の最も多きものより順次之に當る、

三、一・2共に相等しきときは席順の上下に従ふ、

(付) 本規定は決議即日之を実行す、

事態は見過ごし難きと校長は判断したのであろう。この規定は代用教員も免れることはできず、三五年九月四日の職員会議では、松本代用教員は尚ほ従前の通り其所属なりと雖も、補欠教授は受るべきこと、命令された²⁵。

教員は学級に張り付けられたとしても、原則は教科に対して配置された。しかも受け持ち時間数を均等にするよう考慮された。補欠教授は教員不足を抱えたままで行われるから、欠勤は教員間の不和を招く²⁶。

教員の勤務の短期性、それともなう流動性、その二つの間に介材する無資格教員。教員が入れ替わり立ち替わりするなかで、学校運営の継続性と統一性を確保したいのが校長である。特に有資格者と無資格者との職務意識の溝を埋めなければ、学校としての一体性が保持できない。

職員会議における決議は学校全体にとっての意思統一である。出入りの激しい教員たちと、常に三時間ほど協議するのは、校長の教育方針と意図を承知させるためであり、職員会議の決議は校長の意思の表明である。とすれば、決議に拘束されるのは校長よりも、教員。彼らが守るべき職務内容として決議がある。

教員がそうした決議を遵守しない、教員が意図通り活動しないことへの校長の苛立ちが、職員会議の決議として、次のように表れる。

既往の職員会に於て決議したる事項にして未だ実行せざるもの或は怠慢に流れたる如き事項につきては、来学年度の始に於て更に審議をなし、大に取捨選択を行ひ、決議と実行とは全然相伴ふ様励行すべきこと²⁷、

明治四二年三月二〇日の段階での、校長大橋勤の意思表明であった。大橋は明治二五年から井通小学校に勤務し始め²⁸、三八年から校長となつた²⁹人物である。同僚の顔ぶれが頻繁に入れ替わるのを目の当たりにしてきたが故に、教育活動の継続性と一体性を確保するための檄を飛ばした。校長が主導権を握っている学校の職員会議の決議は、校長の意思の表れと教員に対するその徹底のためである。

第三章 試験に代わる「平常点法」の制定

職員会議における教授活動に関する協議事項として、まず何よりも注目されるものは、試験に代わる平常点の採用である。「学制」下にあって極端に重視された試験による競争は、多々その弊害が指摘されることによって、文部省は明治二〇年代に入ると方針を改めてくる。

明治二四年の小学校教則大綱を制定した際の文部省の説明は、目的においても方法においても、試験による競争は好ましくないとの見解を示

した³⁰。さらにその説明のなかで、「卒業ヲ認定スルハ單ニ一回ノ試験ニ依ラスシテ平素ノ行状学業ヲモ斟酌スルヲ要ス」として、「試験ノ結果」と「平素ノ成績」とを考え合わせて小学校の課程修了を判定するよう求めた。この時点では、まだ試験による判定という考え方が残されていたが、明治三三年小学校令施行規則に至つて、進級あるいは卒業の判定は平素の成績による、と規定されて方針は確定する。

こうした政策的流れのなかで、井通小学校の明治三〇年一〇月二一日の第八回職員会議は、「平常点法」を決定した。全文次のとおり³¹。

一、試験成績の僥倖を期せず、平素勤勉着実なる習慣を養成せしむるの一助として、茲に平常点法を設く、

二、平常採点の時機を定むること左の如し、

- 1 修身（学科）・地理・歴史・理科、教授時間において適宜口答せしめ、若くは筆答せしめて採点す、農業は之に属す、
- 2 読書、復読・復講の際之を採点す、
- 3 作文・書取、筆答せしめて採点す、
- 4 算術、平素の成績若くは特に筆答せしめて採点す、
- 5 習字、清書によりて採点す、図画は之に属す、
- 6 修身（品行）・体操・唱歌・裁縫、平素の成績による、但、前記載の以外といへとも教師の見込により適宜採点することを得、

又本条において筆答と称するは、石盤に書せしむるをも包括す、三、平常採点の度数は学科により元より一定すべからずといへども、毎月一回以上において其点数をメ切り、各小期末に至り積算して定点に至らしむるを要す、但、之か為教師は適宜其記録簿を備ふべし、

四、点数を定むるには、毎回定点を用ひ、回数によりて扣除するも

適宜分割して定むるも、教師の適宜とす、

五、平常点を一回メ切りたるとき、生徒に報告すると否とは教師の適宜とす、但、報告する場合に在てはなるべく点数を避くべく、

又一般に対して報告せざる場合といへども、劣等生には其都度注意を与へ置くを要す、

六、欠席永久に度りたる生徒の平常点処分は、更に職員会議の決議を経べし、

（附則）本法は明治三十年第九月より実施す、但、九月中尚着手に至らざりしものに在ては第十月より実施すべし、

試験による一回限りの良否であれば、たまたまの成功もあるから、日常的な勉学の習慣を生徒たちに育てたいという意図がみえる。

井通小学校で試験がどのように行なわれ、どのような弊害があつたかは、史料上の制約により判然とはしない。実践結果からの反省ではなく、政策上の流れを汲みとつての決定かもしれない。いずれにしても、歴史的動向に沿う決定であり、明治三三年小学校令施行規則制定を前にした、教育的明がある。進級または卒業の判定は平素の成績による、という考え方方は教育学上の道理である。

この考え方を法規に盛り込むことに尽力した人物は、明治三三年小学校令制定時の文部省普通学務局長・沢柳政太郎である。試験を廃止することは成績をみないものであるという非難に対し、沢柳は具体例を上げて反論している³²。日常的な勉学の点検、確認をすることで、十分に生徒たちの成績を見定めることができるという確信が、沢柳にはあった。同時にそれは現場教員たちの意識変革が必要であり、日常成績の判定の仕方を実践的に高めていくことが求められた。試験による弊害をなくすことから生まれた平素の成績論、それを可能にし、定着させていくた

めの努力が井通小学校で取り組まれたことは、特筆されるべきことである。実際、同年一二月四日の職員会議では、「冬季試験に関する件」という議題について、

冬季試験点は總て平常点を以て之に充つべき事、

品行点は主任教師原案を定め、関係教師の協議を経て決定すべき事、

但、其採点法は夏季に準ず、
と決めている³³。以後の職員会議録には、卒業判定の方法としての平常点の活用とその締切日程が毎年記されていくようになる。一例を挙げておく。明治三六年三月一七日の職員会議は次のように確認している³⁴。

一、考査を分つて学業操行の二種とす、

一、学業考査は平常の観察を主とし、或は筆答等によりて其の成績を按じ、隨時之れを平常考査簿に記入すべし、

一、学業考査は一学期間三回之れを施行し、其の平均を以て学期末の成績とす、

一、学業考査を行ふにつき注意の件々左の如し、

1 修身・算術・地理・歴史・理科は平素の観察、口答若しくは筆答によること、

2 国語は読み方（話し方を含む）、綴り方、書き方（書取をも含む）の三部に分ちて考査すべきこと、

3 体操・唱歌・図画・裁縫は主として平素の成績によるべきこと、

三〇年に制定されて六年経過した三六年という時点で考えれば、「觀察」という指導方法が表れていることが注目される。教員の教え込みに対する反省から、子どもの個性に着眼する新しい心理学的研究手法が導入され始めた時期だからである。觀察の習熟度は詳にし得ないが、こうした指導観点が意識してきたことは、平素点による考査が実践的に進

歩していると考えてよい。

実践的な進歩は概念・定義の更新をともなう。一般化されることによつて、個々の実践もまた向上する。両者は共に他方に對して牽引力を持つ。例えば、試験という定義がこうした一連の政策動向のなかで明確になつてきた。

明治二四年の小学校教則大綱の第二二条では、「小学校ニ於テ児童ノ学業ヲ試験スルハ専ラ学業ノ進歩及習熟ノ度ヲ検定シテ教授上ノ参考ニ供シ」と試験の目的を規定した。教えたことを生徒が理解し、それが定着しているかどうかを確認し、教員の教授上の参考にする、という新しい思想が提起されたのである。

教授事項と教授方法の点検を、生徒の理解度の反射として考えてみると、生徒の点検だけではなく教師の点検として試験を捕えたところに、この新しい定義の意味がある。

生徒の日常の勉学成果が教員の教授活動の是非として反照されると自覚すれば、本科正教員（訓導）はもとより准教員（准訓導）、雇教員（代用教員）たちの教授活動の勉励が期待される。そこで教員の教授がどうすすめられたかの考察が必要になつてくるだろう。

第四章 教授細目—教案の歴史的意義

教案についての法規定はない。各小学校の慣習によつて作成されている。他方教授細目は小学校長が作成することになつており、——明治二四年小学校教則大綱第二〇条、明治三三年小学校令施行規則第二二二条——教授細目に基づいて各教師が教案を作成するという関係である。

井通学校文書のなかに、教授関係の史料として残されているものは、明治時代の「教授細目」と大正六年度以降の「教授日案及教授日誌」、

そして昭和期の「教案簿」と「授業案」である。

筆者の求めていたものは、明治時代の教案であつたが、史料の残欠状態で教案の史的考察を行いがたいとすれば、教授細目で補うほかはない。井通小学校では明治三十三年四月二一日の第二回職員会議で教案の件が協議され、次のとおり決定された。議事録をそのまま書き抜く³⁵。

一、教案は各学科とも必ず之を其の週月曜日始業までに、少くとも其の一週間分を作り置くべし、

二、教案は適宜の時期において校長之を検閲すべし、

三、引き続きたる欠席等の予知し得べき場合においては、其の時日必要なる教案をなるべく作り置くべし、

四、教案に具備すべき要項を定むること左の如し、

1、時間の配当 但し其の粗密は当該教師の適宜とす、

2、教授の題目

3、教授の主意

4、教授の方法 但し予備、教授、応用の三段を設くべし、

5、附記 但し此の項は必要に応じ之を設くべし、

五、本規定は明治三十三年五月二十一日より之を実施す、

この決定については、ただし五月十九日の第五回職員会議によつて、一部留保された。すなわち³⁶、

一、教案の編制は本年度内は之を励行せず、

二、右により教案を編制せざるものは、十分緻密なる配当表を作りて教案に代用すべし、但し其の前、大項目の配当表を作ることを要す、

三、大項目の配当は、明治三十三年五月三十一日限之を了し、細目の配当は農休後之を実施す、

四、他の事項はすべて第五回の決議に従ふ、

この教案についての定めは、筆者によれば、校長の指導性が強く表示されているものである。一般的の教案作成に関する定めは、作成することの形式的な規定にとどまる。それらと比較すれば、ここでは教案の構成内容にまで踏み込み、その表現として、ヘルバート派の教授段階説を踏むべきとしつつ、五段階ではなく三段階にするよう指示している。

校長の強い指導性の表れに対して実際の対応は、教案ではなく大項目の配分を考えて授業をすればよし、ということになつたが、結論すれば、校長の策定する教授細目に従つていればよいというわけである。

本稿は以上の理由から教授細目の考察に限定される。対象とするのは国定教科書第二期における修身。第一期の教授細目は簡略すぎて考察が不可能なので明治四〇年代に入らざるを得ない。

教授細目の構成は、「教授事項」・「用具」・「教授上の注意」と三つに分かれている³⁷。なお国定教科書が一年生でも使われるようになつた。旧稿³⁸と比較するために、一一月の「第十八過をかくすな」と十二月の「第十九うそをいふな」の教材を取り上げる。四三年度から使用された教科書『尋常小学校修身書』卷一では、正しくは前者は「アヤマチヲカクスナ」、後者は「ウソライフナ」である。前者は第一期掛図と同じ絵を載せながらも、文が付いている。「トラキチ ハトナリノシヤウジヲ ヤブツタノデ、アヤマリニユキマシタ。」後者は、狼に追いかけられている子どもの絵に、文は「コノコハタビタビウソヲイツタカラ、ダレモタスケテクレマゼン。」となつていて。

前者の教授細目の「教授事項」は³⁹、

一、寅吉の過をわびたる話、
二、過は多く不注意より起ること、

三、過は速かに詫ぶべきこと、

四、過をかくすは卑怯なること、

五、再び過をくりかへさぬ様注意すべきこと、

となつてゐる。図の説明、不注意という原因遡及、かくさずに詫びるという事後処理とすんで、二度としないよう諭す。一連の流れが出てゐる。第一期教科書のときが例え話を用いての教訓という指示だけであるのに対して、教授の一連の段階が示されていることに特徴がある。

その上で重要なことは、「教授上の注意」欄で、「茶碗皿等を破損した時は父母教師に断る作法」と「自己の過を直ちに改むと同時に他人の過を止めぬ様諭すべし」としていることである。応用編が用意されていて、過失をしたときの謝罪の作法——態度の指導に及ぶよう求めている。単なる教訓にとどまつてはいらない。同時に、過失は誰でも起こすことであるから、自身よく注意するとともに、他人を咎め立てしないようにと、行動の指針も示している。この課題に三時間當ててゐる。

この教授細目に従えば、教案は自然と教授段階を踏むことができる。

後者の「うそをいふな」の「教授事項」は、

一、児童と狼との話、

二、虚言の悪しきこと、

三、平生虚言を語る人は不信用、

と、なつてゐる⁴⁰。教科書の挿し絵からイソップ童話の話をするのだろう。その後ただちに嘘は悪いことに入り、嘘をつく人は信用を失うといふ人格的批評に及んで、授業は閉じられる。二時間の授業である。

「教授上の注意」欄には、「正直の習慣を作るの必要、第十八過をかすな参照」とある。正直という格言を教えるのではなく、行動の習慣を作成するという行為の次元に落としている。そして前課と合体させて、本課

の教訓を教えようという意図。この連結方法は、旧稿で扱つた教案と同一步調である。

明治四三年度の尋常科の資格別教員構成を考えてみると、総数に占める代用教員の割合は二十四%、四分の一が無資格教員であった⁴¹。この割合は、一〇年前の明治三三年度においても、尋常科総教員数のうち二三%が雇教員で占められた⁴²。井通小学校の教員のうち、二一〇三割雇教員がいることは、全国の大勢と同様である。

教員の資格別構成その上で自ら志願したわけではない事情を考えると、教案の作成は、教えることを責任とする以上、間に合わせ教員にとつては不可欠なマニュアルであつた。最低限、教授細目は教えることの指針となり、依拠する安心材料として、有益に機能したに違いない。自立した教員が少なかつた時代の教授細目——教案の史的把握は形式こそが必要であつた、ということになる。

おわりに

一九六〇年前後に「デモ・シカ教師」という、教員を揶揄する論がはやつた。語源については諸説あるようだが、教育学者として逸早く論じた一人に永井道雄がいる。ほかの職業に就きたかつたが運悪くなれず、幸い教職の口があつたので教師に「でも」なろうか、あるいは、ほかの職業を選ぼうとしても能力がないので教師に「しか」なれない⁴³。

永井はみずから書いているように、教員に対する尊敬と憧れを抱いてゐる。師範学校に対する評価も高く、帝国大学に象徴される学問と小学校の教員との間をつないだと、その役割が大きかつたと書いている⁴⁴。けれども森有礼は、学問と教育は異なるものだと考えて、師範学校制度を構想した。その後の日本では、学問と切り離された教育と捕えられ

ることによって、学問的真実とは別な内容が教育を通じて教えられる結果となつた。アジア・太平洋戦争後は、その弊害を克服する意図をもつて、学問と教育の結合を科学的教育学の原則として掲げた。

否定的に評価されてきた森有礼の学問と教育は別、という論は、しかし肯定的に評価し直される必要がある。森のこの思想は、学問をそのまま伝授する方法と教育とは違うという、伝統的な学術伝授の方法を否定した、近代教育の特質を表している。少数の特權層の、選ばれた子どもが、ラテン語や外国语を学ぶのではなく、庶民の子どもが大勢学ぶために、母国語で教えることが近代教育の原則となつたのである。

また学問的著作をただ読むこと——漢書でいえば素読——で、読書百遍意自ずから通ずという考え方で行くのではなく、教育するための入門書——教科書を作成するという原理に立つ。ことばや物の意味を理解しやすいように絵を入れたりもする。

学校へ通う子どもが限られた階層に閉じられていた時代から、庶民多数に大きく広げられた時代に即した形で、学問とは違う教育の意義が語られた時代が近代である。その思想的表われが、森有礼の学問と教育は別、という論理である⁴⁵。哲学的命題でこの変化を表せば、量は質に転化する、ということになる。その上で、日本の戦後の学問—教育結合の原理は、否定の否定という命題であり、社会の発展法則にのつとつた思想である⁴⁶。

永井道雄に戻れば、教職に対する永井の憧憬は、だが作られたものである。日本の教員史が明らかにしてきたように、なりたくて教員になつた者は圧倒的に少ない。無資格者が多数を占めてきたのである。絶えざる教員不足状態が続き、だれかれとなく教員になつてもらうよう頼み込まれざるを得なかつた。そうした間に合わせ教員で学校は何とか運営がで

きたのである。

師範学校が無償制であつたことは、巷間言われるような、森有礼の教育に対する篤い思い、あるいは特權的待遇という、従来の評価は一考を要する。愚見によれば、教員のなり手がないから、無償にしてでも人材を確保したいという、教職不人気への対策であつた。

有資格者によつて教育活動が全面展開できなかつた、当面教授活動については素人でも体裁を整えられるように、マニュアルとしての教授細目と教案が作成されたのである。画一化は教員の採用状況、資格別構成からすれば必要だつた。入れ替わり立ち替わり教員が移動する学校にあつては、校長の教育方針と学校運営意思を絶えず職員会議を通じて徹底しなければならなかつた。職員会議の決議は校長を拘束するものよりも、所属教員の統合と一致化を図るために立つたのである。

慣行として生まれた教員の教育活動は、なりたくてなつたわけではない、間に合わせ教員が多数を占めていたという状態から説明されねば、史的解釈としては妥当性を欠く。

教員としての組織的まとまりも形成されていたかどうか。教科に配置された態勢では、教育活動全般に学校運営が行き届かない。一九七〇—八〇年代の教員組織論にあつて、「教育編成に対応する教員の教科指導組織（教授組織）、生活指導組織であり、教育活動そのものの遂行組織」と教育組織を意義づけて、教育経営組織に比してラインであるとする論⁴⁷や学校組織を土台に学校経営組織と学校教育組織とが並立し、前者をラインと考へて、三つの組織が循環する論⁴⁸、などが盛んだった。

教員の組織づくりのためにも職員会議は慣行的に開かれた。ただし、職員会議が議決機関であるから民主主義的だと考へるのは形式論である。もちろん民主主義の最後は形式になる。しかし現今の学校環境から形式

の意義を考えるわけにはいかない。校長の教育觀と意思について、道理と条理を尽くして教員たちに納得させること、かつそれらを慣習法として守るよう求めること、毎年入れ替わる、職責性の薄い教員に対するそうちした努力を果たさなければ学校は運営できない。有資格教員と代用教員との使命感の差異、そこから生じる教員間の不和、壁、断層、それらを融和し打破するための合意が決議となる。

その決議が、「学校という部分社会内部での生ける法としての拘束力をもつた法規範である」⁴⁹のはそのとおりとして、拘束力の対象は校長から所属の教員に対してかけられる。

校長の監督（明治二三年小学校令施行規則）・統督（明治三三年小学校令施行規則）を発現させるための決議機関。その矛盾の態様の原因は、教員の勤務の短期性・流動性・無資格性にあった。教員の教育活動を一定程度に合意的に継続的に進めるため、職員会議の決議は意思統一として尊重されるものであつた。こうした意思決定を通じて教員組織の初期形成が図られた。それも教授組織を端緒として、と言えるであろう。

註

- 1 花井信『山峡の学校史』二〇一年、川島書店。以下、花井①と注記する。
- 2 花井信「伊豆学校史序説」『常葉学園大学研究紀要 教育学部』第三十三号、二〇一三年。以下、花井②と注記する。
- 3 稲垣忠彦『明治教授理論史研究』一九六六年、評論社。増補版が一九九五年。また平原春好『日本教育行政研究序説』一九七〇年、東京大学出版会。
- 4 高野桂一『学校経営の科学化を志向する学校内部規程の研究』

一九七六年、明治図書、一四七ページ。

5 井通学校文書は、静岡大学名誉教授・藤田忠男先生が浜松分校時代に収集されたもので、先生の停年退職時に花井が文書目録を作成して静岡大学附属図書館に保存を移管したものである。その後に発見されたものを含めて、二〇一五年八月に磐田市立歴史文書館に全部寄贈することになった。その史料再整理の途次に筆者は館のご厚意で閲覧させていただいた。

6 磐田市立歴史文書館蔵「沿革誌」（磐田市立豊田南小学校蔵コピー版）。以下、史料①と注記する。および井通国民学校「井通村々誌」。以下、史料②と注記する。

7 同右史料②、史料③。

8 「井通尋常高等小学校 明治三十年第七月以降 職員会決議録 第壱号」。以下、史料④と注記する。この簿冊において、標題は一貫している。

9 「井通尋常高等小学校 明治第三十三学年以降至三十五学年 職員会決議録 第貳号」。以下、史料⑤と注記する。

10 「井通尋常高等小学校 職員会議事録」。以下、史料⑥と注記する。

11 花井①、四六ページ。

12 花井②。

13 花井①、四六ページ。

14 花井②。

15 『明治以降教育制度発達史』第三巻、一一〇ページ。

16 花井信『近代日本地域教育の展開』一九八六年、梓出版社、八八ページ以降。

17 花井①。

校と学区の地域教育史』一〇〇五年、川島書店。

卷六

『日本帝国文部省第三十八年報』 下巻。

永井道雄『教師 この現実』一九五七年、三一書房、一七七一

水牛道確 〔丘代七三故有〕 一九六九三、東京二堂出版會。

永井道雄「近代化と教育」一九六九年 東京大学出版会
花井信「森有礼の『国民』形成の教育」(中野光・志村鏡一郎編著「教
育思想」一九七〇年三、四月号)三三二頁

正格教員と期間雇用教員との職責感の落差と対立については花井②で論じた。

花井①では、日本の教科書の近代的特徴を挙げたものの、その思考

の基底にある哲学的命題の考察を怠つた。

岩下新太郎『教職員組織』『現代学校経営講座』第二卷、一九七六年、

上寺久雄「学校経営組織と教職員の任務」日本教育経営学会『講座

日本の教育経営】第五巻、一九八六年、ぎょううせい、一〇七—一〇八
ページ。

ベーリング
高野桂一『学校経営のための法社会学』一九九三年、ぎょうせい、

一四〇ページ。

付記) 手書きした原稿をワープロに起こすアルバイトをしてくれた常

付記）手書きした原稿をワープロに起こすアルハイトをしてくれた常葉大学の学生に感謝します。

花井信「一九〇〇年代の教案に関する一考察」花井・三上編著『学